申告書の書き方

あなたの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの収入金額、所得金額、所得控除額等を記入してください。

3　所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑損控除

災害や盗難等に遭い損害を受けた場合
損害金額 － 保険金などで補てんされる金額 ＝ 差引損失額
(1)　差引損失額 － 総所得金額等の10%
(2)　差引損失額のうち災害関連支出額 － 5万円
} いずれか多い金額

⑪ 医療費控除

支払った医療費がある場合
医療費支払額 － 保険金等補填金額 ＝ 医療費負担額
医療費負担額 － 10万円 か 総所得金額等の5% のいずれか少ない方の額
【限度額 200万円】
※医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受ける場合、購入費の1万2千円を超える部分　【限度額 8万8千円】

⑫ 社会保険料控除

国民健康保険税・国民年金保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等を支払った場合（年金天引分は、本人のみの控除）　【支払金額の合計】

⑬ 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済等掛金等を支払った場合　【支払金額の合計】

⑭ 生命保険料控除

支払った生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料等がある場合
【限度額 7万円】

○旧契約保険料（平成23年12月31日以前契約分）

保険料の支払額（a）	控除額
15,000円以下	支払額全額（a）
15,001円 ～ 40,000円	（a） × 1/2 ＋ 7,500円
40,001円 ～ 70,000円	（a） × 1/4 ＋ 17,500円
70,000円超	35,000円

○新契約保険料（平成24年1月1日以後契約分）

保険料の支払額（b）	控除額
12,000円以下	支払額全額（b）
12,001円 ～ 32,000円	（b） × 1/2 ＋ 6,000円
32,001円 ～ 56,000円	（b） × 1/4 ＋ 14,000円
56,000円超	28,000円

一般生命保険料の控除額 ＋ 個人年金保険料の控除額 ＋ 介護医療保険料の控除額 ＝ 生命保険料控除額
※一般生命保険料と個人年金保険料の控除額について、新旧あわせて申告する場合は、各区分それぞれ28,000円が限度額となります。

⑮ 地震保険料控除

支払った地震保険料等がある場合
【限度額 2万5千円】

区分	保険料の支払額（c）	控除額
地震保険料	50,000円以下	（c） × 1/2
	50,000円超	25,000円
旧長期損害保険料	5,000円以下	支払額全額（c）
	5,001円 ～ 15,000円	（c） × 1/2 ＋ 2,500円
	15,000円超	10,000円

※地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合は、それぞれ上記で計算した控除の合計額

⑯ 寡婦（寡夫）控除

○一般寡婦 … 次の（1）または（2）に該当する人
（1）夫と死別若しくは離婚後婚姻していない人または夫の生死が不明な人で、扶養親族または総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子を有する人
（2）夫と死別後婚姻をしていない人または夫の生死が不明の人で、合計所得金額が500万円以下の人　【26万円】
○特別寡婦 … 一般寡婦に該当する人で、合計所得金額が500万円以下かつ、扶養親族である子を有する人　【30万円】
○寡夫 … 妻と死別若しくは離婚後婚姻をしていない人または妻の生死が不明な人で、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の人　【26万円】

⑰ 勤労学生控除

申告者本人が学生で、合計所得金額が65万円以下かつ、給与所得等以外の所得が10万円以下の人　【26万円】

⑱ 障害者控除

申告者本人若しくは控除対象配偶者または扶養親族が障がい者である場合
○普通障害者 …（身体3級、精神2級、療育B）以下に該当する人　【26万円】
○特別障害者 …（身体1・2級、精神1級、療育A）に該当する人　【30万円】
○同居特別障害者 …【53万円】
※老人ホーム等へ入所している場合には、その老人ホーム等が居所となり同居しているとはいえません。

⑲ 配偶者控除

合計所得金額38万円以下の生計を一にする配偶者を有している人
※控除金額と条件については右表「配偶者控除額表」参照

⑳ 配偶者特別控除

合計所得金額38万円を超え、123万円以下の生計を一にする配偶者を有している人
※控除金額と条件については右表「配偶者特別控除額表」参照

㉑ 扶養控除

合計所得金額38万円以下の生計を一にする親族を有している人

区分	該当者	控除額
一般	昭和24年1月2日～平成8年1月1日または平成12年1月2日～平成15年1月1日生まれ	33万円
特定	平成8年1月2日～平成12年1月1日生まれ	45万円
老人	昭和24年1月1日以前生まれ	38万円
同居老親	老人扶養のうち、同居しているあなたや配偶者の直系尊属	45万円

平成31年度（平成30年分所得）　市民税・県民税（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料）　申告書

佐伯市長　様　　提出年月日　年　月　日

現住所	佐伯市中村南町１番１号
1月1日現在の住所	佐伯市　同上
フリガナ	サイキ　タロウ
氏名	佐伯　太郎　㊞
生年月日	明・大・昭・平 28・1・1
世帯主の氏名	佐伯　太郎
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
続柄	本人
市記入欄	行政区 / 宛名番号
電話番号	0972-22-4501

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑損控除：損害の原因 / 損害年月日 / 損害を受けた資産の種類 / 損害金額 / 保険金などで補てんされる金額 / 差引損失額のうち災害関連支出の金額

⑪ 医療費控除：支払った医療費等 110,000円 / 保険金などで補てんされる金額 10,000円

⑫ 社会保険料控除：

社会保険	支払保険料	社会保険	支払保険料
社会保険料		後期保険料	
国民健康保険税	240,000	介護保険料	
国民年金	168,000		
合計		408,000	

⑭ 生命保険料控除：新生命保険料の計 / 旧生命保険料の計 200,000円 / 新個人年金保険料の計 / 旧個人年金保険料の計 / 介護医療保険料の計 30,000円

⑮ 地震保険料控除：地震保険料の計 20,000円 / 旧長期損害保険料の計 6,000円

⑯～⑰ 寡婦(寡夫)、勤労学生控除：⑯ □寡婦(寡夫)控除（□死別 □生死不明 □離婚 □未帰還）　⑰ □勤労学生控除（学校名）

⑱ 障害者控除：氏名 / 障害の程度 / 個人番号

⑲～⑳ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者：配偶者氏名 佐伯　好子 / 生年月日 明・大・昭・平 28・3・3 / 配偶者の合計所得金額 1,000,000円 / 個人番号 2,3,4,5,6,7,8,9,0,1,2,3 / ☑同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）

㉑ 扶養控除：

氏名	生年月日	続柄	個人番号	控除額
番匠　カワ	明・大・昭・平 5・5・5	義母	3,4,5,6,7,8,9,0,1,2,3,4	45万円
				万円
				万円
				万円

16歳未満の扶養親族（控除対象外）：

氏名	生年月日	続柄	個人番号
城山　そら	平成 17・7・7	孫	4,5,6,7,8,9,0,1,2,3,4,5
	平成		
	平成		

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名・個人番号・住所を記入してください。

1 収入金額

事業等	ア	
農業	イ	200,000
不動産	ウ	1,200,000
利子	エ	
配当	オ	
給与	カ	1,680,000
雑 公的年金等	キ	1,500,000
雑 その他	ク	
総合譲渡 短期	ケ	
総合譲渡 長期	コ	
一時	サ	

2 所得金額

事業等	①	
農業	②	100,000
不動産	③	150,000
利子	④	
配当	⑤	
給与	⑥	1,008,000
雑	⑦	300,000
総合譲渡・一時	⑧	
合計	⑨	1,558,000

4 所得から差し引かれる金額

雑損控除	⑩	
医療費控除 区分□	⑪	22,100
社会保険料控除	⑫	408,000
小規模企業共済等掛金控除	⑬	
生命保険料控除	⑭	56,000
地震保険料控除	⑮	15,500
寡婦(寡夫)控除	⑯	
勤労学生、障害者控除	⑰～⑱	
配偶者控除	⑲	
配偶者特別控除	⑳	260,000
扶養控除	㉑	450,000
基礎控除	㉒	330,000
合計	㉓	1,541,600

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等にかかる所得以外（平成31年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法

□給与から差引き(特別徴収)　□自分で納付（普通徴収）

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

◆配偶者控除額表

配偶者の合計所得金額		扶養者の合計所得金額 900万以下	900万超 950万以下	950万超 1,000万以下
38万以下	控除対象配偶者【70歳未満（S24/1/2以降生）】	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者【70歳以上（S24/1/1以前生）】	38万円	26万円	13万円

◆配偶者特別控除額表

配偶者の合計所得金額	扶養者の合計所得金額 900万以下	900万超 950万以下	950万超 1,000万以下	（参考）配偶者の前年の給与収入額
38万円超　90万円以下	33万円	22万円	11万円	1,030,000円超　1,550,000円以下
90万円超　95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超　1,600,000円以下
95万円超　100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超　1,667,999円以下
100万円超　105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超　1,751,999円以下
105万円超　110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超　1,831,999円以下
110万円超　115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超　1,903,999円以下
115万円超　120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超　1,971,999円以下
120万円超　123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超　2,015,999円以下
123万円超	適用なし			2,015,999円超

1　収入金額

ア　営業等 … 農業以外の事業経営により生ずる収入
イ　農　業 … 田畑・果樹・酪農などにより生ずる収入
ウ　不動産 … 貸家・貸地・貸店舗などにより生ずる収入
※申告時は経費等の金額が確認できる領収書等を持参ください！

※営業等・農業・不動産の収入がある方は収支内訳書を作成し、裏面の【7 事業・不動産所得に関する事項】欄を記入してください。
エ　利　子 … 所得税において源泉分離されたもの以外の利子・分配金等の収入
オ　配　当 … 株式配当・出資配当などによる収入
※配当がある方は裏面の【8 配当所得に関する事項】欄を記入してください。
カ　給　与 … 給料・賃金・賞与などによる収入
※源泉徴収票・給与明細のない方は裏面の【6 給与所得の内訳】欄を記入してください。
キ・ク　雑　キ　公的年金等 … 公的年金などによる収入
ク　その他 … 原稿料・印税・講演料・個人年金などによる収入
※その他の雑所得がある方は裏面の【9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項】欄を記入してください。
ケ・コ　総合譲渡 … 車両・機械・ゴルフ会員権等などの資産の譲渡による収入
※短期（取得して5年以内の譲渡）、長期（取得して5年超の譲渡）
※土地・建物等の譲渡は分離課税【別紙第3表記入。税務署等にお問い合わせください。】
サ　一時 … 懸賞当選金・競馬等の払い戻し金・生命保険料の満期受取金などによる収入
※総合譲渡・一時所得にはそれぞれ50万円の特別控除がありますので、50万円以下の収入金額の場合には申告の必要はありません。50万円を超える場合は、申告書裏面の【10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項】欄を記入してください。

2　所得金額

①～③　営業等・農業・不動産 … 収入金額 － 必要経費 ＝ 所得金額

⑥　給与所得算出の計算式は、下記の表のとおりです。

給与の収入金額（A）	給与の所得金額
～ 650,999円	0円
651,000円 ～ 1,618,999円	A － 650,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	969,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	970,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	972,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	974,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	A ÷ 4（千円未満切捨） × 2.4
1,800,000円 ～ 3,599,999円	A ÷ 4（千円未満切捨） × 2.8 － 180,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	A ÷ 4（千円未満切捨） × 3.2 － 540,000円
6,600,000円 ～ 9,999,999円	A × 0.9 － 1,200,000円
10,000,000円 ～	A － 2,200,000円

⑦　公的年金等の雑所得算出の計算式は、下記の表のとおりです。

◆65歳以上の人（昭和29年1月1日以前生まれ）

公的年金等の収入金額（B）	公的年金等にかかる雑所得の金額
～ 1,200,000円	0円
1,200,001円 ～ 3,299,999円	B － 1,200,000円
3,300,000円 ～ 4,099,999円	B × 0.75 － 375,000円
4,100,000円 ～ 7,699,999円	B × 0.85 － 785,000円
7,700,000円 ～	B × 0.95 － 1,555,000円

◆65歳未満の人（昭和29年1月2日以降生まれ）

公的年金等の収入金額（C）	公的年金等にかかる雑所得の金額
700,000円	0円
700,001円 ～ 1,299,999円	C － 700,000円
1,300,000円 ～ 4,099,999円	C × 0.75 － 375,000円
4,100,000円 ～ 7,699,999円	C × 0.85 － 785,000円
7,700,000円 ～	C × 0.95 － 1,555,000円

⑧　総合譲渡（短期・長期）・一時所得 … 収入金額 － 必要経費 － 特別控除額 50万円
総合譲渡・一時所得金額 ＝（長期譲渡所得＋一時所得）× 1/2 ＋ 短期譲渡所得

◇収入がなかった場合の記入欄

平成30年中に収入がなかった人は、該当する数字に○をして、どのように生計を立てていたかを記入してください。（記入欄は、裏面の下方にあります。）

◇収入がなかった場合の記入欄（該当する数字に○をしてください。複数可。）
1．下記の者の扶養・援助を受けていた。　3．その他
住所　　氏名　　続柄
2．非課税収入（ □遺族年金 □障害年金 □失業給付 □労災保険 □その他 ）があった。